

津和野町新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 概要について

－発行	令和	2年	4月	1日－
－改定	令和	2年	4月	9日－
－改定	令和	2年	4月27日－	
－改定	令和	2年	5月11日－	
－改定	令和	2年	6月	1日－
(更新	令和	2年	6月12日)	
－改定	令和	2年	7月31日－	
(更新	令和	2年	8月13日)	
－改定	令和	2年	9月23日－	
(更新	令和	2年	10月9日)	
－改定	令和	2年	10月26日－	
－改定	令和	3年	2月17日－	
－改定	令和	3年	4月19日－	

新型コロナウイルス感染症による社会・経済活動等の停滞は、リーマンショックをはるかに凌ぐ世界的な危機状態を招いており、本町においても観光客入込数が激減し、宿泊のキャンセルが相次ぐなど、前例を見ない厳しい状況に陥っております。

この状況下において、事態を憂慮する津和野町商工会長・一社)津和野町観光協会会長連名により津和野町議会、津和野町に対し、融資制度のみに頼らない異次元の対策実施を要望する請願がなされ、3月24日、津和野町議会において請願採択が行われたところです。

町と致しましてもこの請願を受け、津和野町議会、関係団体及び町内事業者の皆様と共に、一丸となってこの難局に立ち向かうべく、即効性があり実効性の高い緊急経済対策を講じていく所存です。

つきましては、下記のとおり支援対策を実施させていただくものです。対象は広く町内中小企業者の皆様(詳細は下記のとおり)と致します。

町民の皆様におかれましても、大災害とも呼べる緊急事態に際して、様々な町・関係団体独自の支援策を講じることに對しまして、深いご理解とご協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

津和野町長	下 森 博 之
津和野町議会議長	沖 田 守
津和野町商工会長	椿 康 隆
一社)津和野町観光協会会長	池 田 和 哉

<赤字部分が今回改定部分>

1. **新型コロナウイルス感染症対応資金（国コロナ・県コロナ）利子補給**

コロナウイルス対策の新規（5月1日付け）の制度融資、国コロナ（減少率5%～・15%～）、県コロナ（国融資等を満額利用の場合、15%～・20%～）について、1年目のみ利子全額を補給する。

- ・ コロナウイルス感染症の影響による売上高の減少が客観的に確認できることを条件とする。
- ・ 日本政策金融公庫の特別融資は無利息のため、対象外。
- ・ 制度融資についても、5月より「基本的に無利息・無担保」、さらに借換も可能な新たな特別融資が設けられたため、条件が有利な新融資（国コロナ）をまず利用いただき、必要に応じて新融資（県コロナ）の利用も可能となる。
融資について、借入事業者に負担が生じた場合、利子補給を行う。

2. **新型コロナウイルス感染症対応資金（国コロナ・県コロナ）保証料補給**

コロナウイルス対策の新規（5月1日付け）の制度融資、国コロナ（減少率5%～・15%～）、県コロナ（国融資等を満額利用の場合、15%～・20%～）について、保証料を上限300千円を限度に補給する。（2/3補助）

- ・ コロナウイルス感染症の影響による売上高の減少が客観的に確認できることを条件とする。
- ・ 日本政策金融公庫の特別融資は保証料がないため、対象外。
- ・ 制度融資についても、5月より「基本的に無利息・無担保」、さらに借換も可能な新たな特別融資が設けられたため、条件が有利な新融資（国コロナ）をまず利用いただき、必要に応じて新融資（県コロナ）の利用も可能となる。
融資について、借入事業者に負担が生じた場合、保証料補給を行う。

3. **業績悪化緩和運転資金補助**

3月期（1か月）の売り上げが前年比で一定水準以上減少した事業者に、売上損失額に準じて、事業継続を支援する一定額の補助を行う。

4月期以降も同様とし9月期分まで期間を延長し、1事業者あたり計3回の補助金受給を可能とする。

- ・ コロナウイルス感染症の影響による売上高の減少が客観的に確認できることが条件とする。

- ・ 減少額が 40%以上減少した町内に主たる事業所を有する中小企業者（中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項に掲げる者をいう。社会通念上、不適切と考えられる業種を除く。）が対象。
- ・ 各月の試算表による前年同月との比較。試算表がない事業者は商工会に帳簿等を提出の上、確認して作成。前年同月比の減少率 40%以上を商工会で確認され、証明されたものが条件。
- ・ コロナウイルス感染症の影響により売り上げが減少した状況と、現状及び将来的な対応策を各事業者が自ら記すこと。
- ・ 補助金は経常利益率とリーマンショックを超える地域経済の危機的状況を考慮し、20%~10%の補助率を売上損失額に乗じて支出する。
売上損失額 500 千円未満の小規模事業者には補助率について過重配分する。
500 千円~1,580 千円の階層については、100 千円の階層ごとに段階的に補助率 19%~11%に変動させ、階層別の定額補助とする。100 千円以上 500 千円未満、1,580 千円以上の階層は、それぞれ 20%、10%の補助率をかけ、補助金を決定する。(千円未満は切り捨て)

○売上損失額 100~500 千円	補助率 20%
○売上損失額 500~1,580 千円	補助率 19~11% 階層別定額
○売上損失額 1,580 千円以上	補助率 10%
- ・ 補助額は上限 500 千円とする。
- ・ 毎月、基準を満たした場合は複数回の補助金支給は可能。ただし、2 回目以降は、現時点では 3 月期でどれだけの対象者、予算総額になるか見えないため、3 月期の申請状況を検討の上、予算総額を勘案し、減少率を設定するか否か、減少率を決定する。(例: 2 回目/80%、3 回目 60%) 新規申請(第 1 回目)は 4 月期以降も全額を支給。→ 4 月期以降については減少率を定めず、計 3 回、それぞれ全額を支給する。
- ・ 4. 雇用調整助成金事業者負担分補助との二重受給はできない。
- ・ 期間延長等もあり、予算の増額を行う

コロナウイルス感染症の本町経済への影響に鑑み、9 月期まで延長した期間を更に令和 2 年 12 月期まで延長する。10 月期から 12 月期までの間においては、対象事業者を売上額の減少額が前年同月比 20 パーセント以上(9 月期までは 40 パーセント以上)となった事業者等とする。同期間の給付金の支給額に関しては、現行基準を適用したうえで、減少率に応じて下記のとおり給付割合を変更する。

減少率 30%以上の事業者等→別表の基準額全額を給付

減少率 20%以上 30%未満の事業者等→別表基準額の 1/2 を給付

加えて、10 月期以降の給付金の上限額を 30 万円（9 月期までは 50 万円）とする。

10 月期以降の給付金を受けることのできる回数を 3 回までとし、その回数には、9 月期以前の受給回数は含めないこととする。

新型コロナウイルス感染症第 3 波の拡大により昨年 12 月 28 日からの G O T O キャンペーンの停止を受け、再び悪化した本町経済への影響に鑑み、12 月期まで延長した期間を更に令和 3 年 3 月期まで延長する。令和 3 年 1 月期から 3 月期までの間においては、対象事業者を売上額の減少額が前年同月比 20 パーセント以上（3 月期のみ一昨年 3 月比較）となった事業者等とする。同期間の給付金の支給額に関しては、現行基準を適用したうえで、減少率に応じて下記のとおり給付割合を変更する。

減少率 30%以上の事業者等→別表の基準額全額を給付

減少率 20%以上 30%未満の事業者等→別表基準額の 1/2 を給付

加えて、1 月期以降の給付金の上限額を引き続き 30 万円とする。

なお、3 月期については昨年の 3 月が既に新型コロナウイルス感染症の影響下で売り上げが激減していたため、比較対象とするのは適当でないと判断し、3 月期のみ一昨年の 3 月との比較とする。

1 月期以降の給付金を受けることのできる回数を 3 回までとし、その回数には、12 月期以前の受給回数は含めないこととする。

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言による緊急事態措置を実施すべき期間が 3 月 21 日まで延長されたことを受け、4 月以降の業績の回復についてはまだまだ見通せる状況ではないことに鑑み、3 月期まで延長した期間を更に令和 3 年 9 月期まで延長する。令和 3 年 4 月期から 9 月期までの間においては、対象事業者を売上額の減少額が前年同月比 20 パーセント以上（3 月期のみ一昨年 3 月比較）となった事業者等とする。同期間の給付金の支給額に関しては、現行基準を適用したうえで、減少率に応じて下記のとおりとする。

減少率 30%以上の事業者等→別表の基準額全額を給付（引き続き）

減少率 20%以上 30%未満の事業者等→別表基準額の 1/2 を給付（引き続き）

加えて、4月期以降の給付金の上限額を引き続き30万円とする。

4月期以降の給付金を受けることのできる回数を3回までとし、その回数には、3月期以前の受給回数は含めないこととする。

4. **雇用調整助成金事業者負担分補助**

1か月の売上が5%以上低下した場合、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全業種）が従業員の休業補償を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合等の賃金相当額について、国から大企業 2/3、中小企業 4/5（解雇等を行わない場合は大企業 3/4、中小 9.4/10）の助成がある。については国助成金の交付対象額から津和野町地内に勤務しない労働者等に係る算定額を除いた額を助成する。

- ・ 当初の計画では「町内に主たる事業所（本社等）を有する中小事業者」のみを対象に予定していたが、誘致企業等も支援し、雇用を守るため、「町内に事業所があり、その事業所に勤務する労働者分」についても対象とする。
- ・ コロナウイルス感染症の影響による売上高の減少が客観的に確認できることを条件とする。
- ・ 3.業績悪化緩和運転資金補助との2重受給はできない。（ただし、国の雇用調整助成金のみを活用しただけの場合は除く。）

5. **固定資産税納期延長【終了】**

令和2年3・4・5月期（1か月）、いずれかの月の売り上げが前年比で一定水準以上減少した事業者について、固定資産税納期を11月末→翌年の11月末まで延長する。（5・7・9・11月の各納期をそれぞれ2か月延長）

お問い合わせ、また2か月を超える納期の延長をご希望の場合は、津和野町税務住民課（TEL0856-74-0069）まで連絡いただきたい。

- ・ コロナウイルス感染症の影響による売上高の減少が客観的に確認できることを条件とする。
- ・ 20%以上減少した町内に主たる事業所を有する中小企業者（中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に掲げる者をいう。社会通念上、不適切と考えられる業種を除く。）が対象。

6. **水道料金・下水道料金の納期限延長【終了】**

令和2年3・4・5月期（1か月）、いずれかの月の売り上げが前年比で一定水準以上減少した等の事情により、一時的に水道料金等のお支払いが

困難な事業所について、納期限を延長する。また、お客様の状況によっては、分割納付のご相談にも対応させていただく。

- ・ 令和2年4月から令和2年6月検針分の水道料金と下水道料金の納付期限を延長する。この猶予期間後も、お客様の状況によっては、支払いについてのご相談に対応させていただく。
- ・ コロナウイルス感染症の影響による売上高の減少が客観的に確認できることを条件とする。
- ・ 20%以上減少した町内に主たる事業所を有する中小企業者（中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に掲げる者をいう。社会通念上、不適切と考えられる業種を除く。）が対象。

7. 町内消費拡大キャンペーン

観光入込客等の町外からの経済的流入激減、町内消費が縮小する中、現金払い、別途、小学生在校世帯へ配布されるこだま商品券（3万円）の利用促進も念頭に、「町内消費拡大」、「家族・小グループによる利用拡大」等をテーマとした町内・近隣消費拡大キャンペーンを実施する。

町内事業者が各店舗で独自に販売促進の企画を考えものを集約し、各店舗の企画を一覧としたキャンペーンチラシ（「つわの持ちかエール飯」等）・ポスター・広告等を作成し、新聞折込等で町内（近隣を含む場合あり）配布を行うなど3団体が連携してPRを行う。

- ・ 町内に事業所を有する中小企業者（中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に掲げる者をいう。社会通念上、不適切と考えられる業種を除く。）が対象。

■忘年会・新年会応援キャンペーンの展開【終了】

- ・ コロナウイルス感染症により特に経済的な影響の大きい宿泊、飲食事業者等を支援して町経済の活性化を図るため、年末年始の時期に町内の消費拡大を目的とした忘年会、新年会等の応援キャンペーンを展開する。（観光協会補助事業として実施）

キャンペーンは、12月から1月までの期間において4人以上で実施する忘年会、新年会の費用（ランチ、おせち料理等も可とする。）を津和野ガソリン・お買物共通利用券「得々ドライブショッピング券」を利用して還元する方法で実施する。（予算残がある場合は、期間を2月以降に延長する。）

- ・ 「得々ドライブショッピング券」の金額は、当日1日当たり、一人当た

りの税込み支払額により下記のとおりとする。

3,000 円以上 5,000 円未満→1,000 円分利用券
5,000 円以上 7,000 円未満→2,000 円分利用券
7,000 円以上 →3,000 円分利用券

- ・ 利用者が別に定める申請書に領収書を添付して申請して、利用券による還元を受けることとし、受付窓口を津和野町観光協会、津和野町商工会本所、津和野町商工会日原支所（商工会本所・日原支所については土・日曜日祝日を除く平日、9：00～17：00）の3カ所とする。
利用券が使える店舗は、13.同利用券プレゼント事業の対象店舗とする。
- ・ 同一日の支払額は2次会等を含む複数の領収書の合計を対象とする。なお、対象額はそれぞれ1人当りに案分し、合計した上でそれぞれ判断する。加店舗は領収書を複数人分まとめて発行する場合は、但し書き欄等に対象人数を記入すること。（子供分についても、料金、人数に含めるものとする。）
- ・ 事業者は観光客（町外在住者）を対象とした「13.同利用券プレゼント事業」の利用券（額面1,500円）と一緒に、同一領収書で還元する（受け渡す）ことはできない。
- ・ 参加事業者の換金業務は、振込等により観光協会が行う。詳細は観光協会に問合せいただく。
- ・ 近日中にキャンペーンに参加する店舗を募集し、「持ちかえーる飯」で実施したのと同様に広告を作成し、11月中旬から新聞折込、町嘱託文書により周知を図る。併せてコロナ経済対策で別途実施するCATVを活用したCMキャンペーン事業も活用を促す。
参加店舗はキャンペーンに関して、地酒の提供、ビール等の飲料品の町内仕入れ、参加者及び事業者は会食前の手洗い・消毒、発熱者の不参加、会場の設営等のコロナ感染症予防対策を徹底することを条件とする。
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大地域からの往来自粛、本町内・近隣自治体等における新型コロナウイルス感染症発生など状況次第では、キャンペーンを中断もしくは中止する場合がある。
- ・ キャンペーンで取得したチケットにより、再度、忘新年会等の飲食に使

用した場合は、参加店舗はチケット分の金額を除いた税込み支払額を但し書き欄等に明示し、その金額を対象額とする。なお、3回目以降も同様とする。

■ TAKE OUT 応援キャンペーンの展開（追加）

- ・ コロナウイルス感染症により特に経済的な影響の大きい宿泊、飲食事業者等を支援し、TAKE OUT（テイクアウト）を一つの営業形態としてWITH コロナ下でも定着させ、町経済の活性化を図るため、TAKE OUT 応援キャンペーンを展開する。（観光協会補助事業として実施）

キャンペーンは2月から当面3月までの期間において、PRチラシの全戸配布を行い、津和野町内対象店舗にてテイクアウト商品（町内で調理した仕出し、お弁当を含む。）の購入をした際、所定のポイントカードに500円（税込）ごとに1ポイント付与し、10ポイント貯めると、『得々ドライブショッピング券1,000円』と交換するものとする。

- ・ 交換方法は、10個貯まったポイントカードをお客様が交換所（津和野町観光協会、津和野町商工会、津和野町役場商工観光課／商工会及び商工観光課の取り扱いは土日曜日祝日を除く、9:00～17:00）へ持参し得々ドライブショッピング券と交換する。
- ・ 本キャンペーンは、町外の方も対象とする。なお、GO TO Eat キャンペーンしまね券との併用は可とする。
- ・ 得々ドライブショッピング券を利用し商品を購入した場合は、参加店舗はチケット分の金額を除いた金額を対象額とする。この方法により、さらなる自己消費を誘発し、利用期間をより伸ばすことが可能となる。

2次交付金分を増額の上、既存事業の期間延長。（観光協会補助事業として実施）

【期間】：令和3年2月23日（火）～~~令和3年3月31日（水）~~ ⇒ 令和3年8月22日（日）

※キャンペーン期間延長に伴い、「ドライブショッピング券」利用期限も令和3年8月31日（火）までとします。

■ 暑気払い・夏の宴会～忘新年会（適時）応援キャンペーンの展開

コロナウイルス感染症により特に経済的な影響の大きい宿泊、飲食事業者等を支援して町経済の活性化を図るため、アフターコロナ、感染終結が見えた後、町内の消費拡大を目的とした暑気払い・夏の宴会以降適時の飲食店利用に係る応援キャンペーンを展開する。（観光協会補助事業として実

施)

キャンペーンは、感染状況を見て開始する。感染の影響が長引きそうな場合は、最長冬の忘新年会応援までを視野に入れる。期間内において4人以上で実施する飲食・宴会の費用（仕出し等も可とする。）を津和野ガソリン・お買物共通利用券「得々ドライブショッピング券」を利用して還元する方法で実施する。

・「得々ドライブショッピング券」の金額は、当日1日当たり、一人当たりの税込み支払額により下記のとおりとする。

3,000円以上 5,000円未満→1,000円分利用券

5,000円以上 7,000円未満→2,000円分利用券

7,000円以上 →3,000円分利用券

8. **新商品試作開発支援事業の実施**

飲食店や食品製造業、農業等を営む町内事業者による飲食物の新商品開発を促すため、新商品の試作に必要な経費を補助する。

また、同時に町では日本三大芋煮セットも含む商品の常温・長期保存が可能となるレトルト製品化を促進するため、新たにレトルト製造機を導入し貸出を行うと共に、CAS施設の利用促進を行うことで町内事業者の商品販売形態の多様化と販路拡大を図る。

- ・ 津和野町個別商業包括的支援事業の対象事業を拡充し、飲食物の新商品開発に係る試作に必要な経費を補助する。市場としては今後、需要が高まることが予想されるネット販売等に対応可能な商品も想定する。
- ・ 地域の現状を鑑み、補助金は交付決定後全額を支出し、実績報告において開発商品の完成度並びに収支状況を審査した上、最終清算を行うこととする。

- 補助対象者：
- (1) 町内に主たる事業所を有する中小企業者
 - (2) 町内に住所を有する個人であって、町内において実施する事業計画を有する者（農業従事者・団体、特定非営利活動法人等も含む。）
 - (3) 町内の商店会・事業者団体に参加している者によるグループ・団体等
 - (4) 社会通念上、不適切と考えられる業種を除く。

補助金額：1事業者につき200千円（1年度につき1回を限りとする）

※うち50千円は試作に係る諸経費として一律給付とする。

補助率：10/10

補助対象経費：試作に係る経費（上限 200 千円）

- ① 試作に係る諸経費（光熱水費、燃料代、人件費）一律 5 万円
 - ② その他、原材料費、消耗品（3 万円未満）、町内加工所使用に係る経費、レトルト製造機・CAS 機能付き急速凍結装置の使用料等の試作に必要な経費
 - ③ **商品ブラッシュアップのための包装試作経費補助**
- ・ 本事業により試作品が完成し、本格的な商品化を行う際は、現在、島根県がコロナ感染症経済対策として準備している制度「商業・サービス業感染症対応支援事業」の活用も視野に入れる。（なお、農業等が対象業種に入らない場合は、別途検討）
 - ・ 専門家アドバイス、販路拡大のためのバイヤー招聘・テレビ会議を年度内で複数回設定する。

補助金額：1 事業者につき事業費 200 千円(下限)～1,000 千円(上限)

※負担割合：国 2/5・県 1/5・町 1/5・事業者 1/5

9. **キヌヤ津和野店「津和野応援コーナー」設置【終了】**

(株)キヌヤ及びキヌヤ津和野店にご協力いただき、キヌヤ津和野店において「津和野応援コーナー」を設置する。

- ・ 日 程 5 月 11 日～令和 2 年 5 月末頃までを予定
- ・ 会 場 キヌヤ津和野店／ Gondola (特設) 及び弁当コーナーの一角
- ・ 対 象 品 町内企業が製造し、令和 2 年 4 月より完全施行された食品表示法に適合している食品 (すでに津和野店で取扱済商品についても申込可能)
- ・ 販売形式 委託販売 (レジ通過／手数料については調整の上決定)

10. **プレミアム商品券販売事業の実施【終了】**

町内消費を誘発し地域経済を活性化するため、町民対象にプレミアム商品券を販売する。販売に際しては販売回数を制限し、津和野町商工会、津和野町役場他の窓口を販売場所として予定することで「3つの密」防止に配慮する。

- ・ 販売開始は7月中旬から8月末を予定しており、プレミア率は 25%、1 人当たりの購入制限金額は 20,000 円までとする。購入対象は町民 (今

回は町内の事業所等に勤務する町外居住者は含めない。)とする。

1口：販売額 10,000 円で 12,500 円 (500 円×25 枚) の商品券。1 人 2 口まで

- ・ 「3つの密」を防止し、今後、仮に感染拡大が再発した場合もできる限り対応が可能なように販売回数は1世帯1回限りとし、販売場所は町役場(本庁舎・津和野庁舎)、町商工会(本所、日原支所)他を予定し、可能な限りの分散販売を行う。(調整中)
- ・ 購入方法は町より町内全世帯宛てに世帯単位の購入券(郵便ハガキ)を発送し、各窓口において購入金額を支払い、購入券(購入上限：世帯員数×購入金額 20,000 円)と引き換えで商品券を受け取る。
- ・ 商品券利用可能期間は6カ月間、令和3年1月中旬までとし、商品券の換金業務等は町商工会が行う。

11. クラウドファンディング「津和野未来チケット」販売事業の実施【終了】

観光客の激減に伴い、困窮する宿泊施設・飲食・土産業者の事業継続を支援するため、クラウドファンディング(以下「CF」とする。)の仕組みを活用して、宿泊補助券・お買物券(プレミア率20%)を先買い(寄付)いただき、即効性の高い資金調達と未来の観光客を誘致する。

- ・ 事業主体は津和野未来チケット実行委員会(町観光協会他、調整中)とし、CF事業者(手数料特別措置：10%→0%、決済手数料5%)と契約して、インターネット上で主に町外の購買層を対象に支援いただき、返礼品として宿泊補助券・お買物券を贈呈する。

※ネット業務等連携：(株)FoundingBase

- ・ 募集期間にCFに支援金を寄付いただいた場合、コロナウイルス感染症の影響を考慮しつつ、令和2年夏から令和3年3月末(予定)まで利用可能な宿泊補助券・お買物券(引き渡し券：調整中)を寄付者に送る。

宿泊補助券はCFに寄付時点で参加宿泊業者をそれぞれ特定いただき、その施設分の宿泊補助券を返送し、買物券は来訪時に引き換えの上、参加各店舗で使用可能とする。今後、国が実施予定の事業「Go To キャンペーン」等との併用も可能とする。

返礼品の例：

- (1) 支援金 10,000 円コース→宿泊券 12,000 円
- (2) 支援金 5,000 円コース→買物券 6,000 円
- (3) 支援金 3,000 円コース→感謝の気持ち程度

(特産品等プレゼント)

- ・ 支援金については、参加意向調査のアンケート時点では各事業者に対し換金する際は10%の運営手数料を徴収する予定だったが、厳しい状況を鑑み手数料は0%とし、運営費及びプレミア負担分は町からの補助とする。
なお、手数料を徴収しない代わりに、各事業者においては宿泊・買物される支援者に対して、それに代わる最大限のサービスを付加し提供する。
- ・ 寄付いただいた支援金の内、宿泊補助券分については各宿泊業者が特定できるため、募集期間中の状況を見て、できるだけ早い段階で各宿泊業者に分配する。これにより各事業者のキャッシュフローの一助とした。なお、買物券については、来訪時の利用後に換金となる。
- ・ 宿泊補助券10,000千円に対し、城跡観光リフトや安野光雅美術館等の町・町教育委員会が管理する観光・文化施設の3カ所が無料となる優待チケット「まち歩きフリーパス」を同封し返送する。
- ・ 7/27 現在（確定）、津和野未来チケットの支援結果：目標3,000,000円に対して、支援総額3,166,500円（達成率106%）、支援者数307人。
（ご協力、誠にありがとうございました。：関係者一同）

12. 雇用維持支援事業の実施【終了】

前例を見ない危機的状況下で、売り上げが減少する中、負担感が増す固定費により、従業員の雇用を維持し事業継続に苦慮する事業者が増加している。そのため、中期的に雇用を維持し事業継続を支援することを目的に、前年比で一定水準以上の売り上げが減少した事業者には、雇用保険に加入する従業員の1人あたり50千円、上限500千円の範囲内で助成を行う。

- ・ 中期的な状況を判断するため、令和2年4月から9月まで半年間の売り上げが前年比同期間15%以上減少した事業者について助成を行う。
- ・ 誘致企業他町外に本社がある事業者にも配慮し、本事業では町内に事業所があるものは対象とする。また、半年間の売り上げの比較により、対象となる売り上げの比較が一定程度は平準化できるため、請負契約等により減少額が将来的に確実に収受される予定のものについても減少額に含めるものとする。

13. 津和野ガソリン・お買物共通利用券「得々ドライブショッピング券」プレゼント事業の実施【終了】

激減した観光客を呼び込むため、宿泊（1泊）、日帰りで町内に旅行に訪

れた観光客（町外在住者）が宿泊・飲食・買物の領収書を観光協会、日本遺産センター、津和野町商工会本所、津和野町商工会日原支所、津和野町商工観光課に持参した場合、1回限り5千円以上で1,500円分、10千円以上で3,000円分のガソリン・お買物共通利用券をプレゼントする。

さらに冬季閑散期の落ち込んだ観光消費を喚起するため、共通利用券の増刷を行う。

- チケット交換の窓口について準備が整い次第、新たに日本遺産センター（毎週月曜日及び臨時休業を含む休館日を除く、9:00～17:00）、津和野町商工会本所、津和野町商工会日原支所、津和野町商工観光課（商工会本所及び日原支所・商工観光課については土・日曜日祝日を除く平日、9:00～17:00）を加える。
- 参加事業者の換金業務は、振込等により観光協会が行う。詳細は観光協会に問合せいただく。
- 新型コロナウイルス感染拡大地域からの往来自粛、本町内・近隣自治体等における新型コロナウイルス感染症発生など状況次第では、キャンペーンを中断もしくは中止する場合がある。
- キャンペーンで取得したチケットにより、再度、買物等に使用した場合は、参加店舗はチケット分の金額を除いた税込み支払額を但し書き欄等に明示し、その金額を対象額とする。なお、3回目以降も同様とする。

14. **津和野ゆっくり滞在団体旅行助成事業の実施【終了】**

貸し切りバス・JR山口線乗車のフリープランを使い、中国・四国・九州地方を出発地とする津和野観光を企画する旅行会社に対し、バス1台につき宿泊1泊は100千円、日帰りは50千円を助成する。条件は催行人員9人以上、宿泊は町内の旅館等に1泊し、最低限でも計2時間のフリータイム等で町内に滞在すること、日帰りは昼食を町内でとり、昼食を含め最低限でもフリータイム等2時間、町内に滞在することとする。

- 町内の公共交通である石見交通(株)、防長交通(株)のツアー参加者については、城跡観光リフトや安野光雅美術館等の町・町教育委員会が管理する観光・文化施設3カ所が無料となる優待チケット「まち歩きフリーパス」を特典としてプレゼントする。
- ツアー参加者新型コロナウイルス感染拡大防止の対策について、旅行

会社は関係業界のガイドラインに基づき適切な対応を行うこと。また、保健所から調査、指導等があった場合には、全面的に協力すること。

- ・ 新型コロナウイルス感染拡大地域からの往来自粛など出発地域及び島根県新型コロナウイルス感染拡大防止対策等が発表された場合には、その時点で対象事業者であっても適用外となる場合がある。

15. **商業・サービス業感染症対応支援事業（追加分）の実施【終了】**

「試作開発支援事業」による試作品を本格的な商品化を図ることも含め、国・県補助事業を導入し、感染対策、テイクアウトや新商品開発等の新事業展開に取り組む事業者を支援する。なお当初の補助事業の補助枠に残額があれば、変更申請による増額を認める。（町・県各 1/2 補助）

16. **美肌県しまね連携誘客事業の実施【終了】**

島根県が推進する「美肌県しまねキャンペーン」に連動して、津和野町のみが特許を有する国産「冬虫夏草」を使った薬膳酒蔵鍋、冬虫夏草ハーブティ、冬虫夏草風呂等の実施・PRと美肌・コロナ対策を推進する旅館・飲食店等のソフト事業により、冬季閑散期等の誘客を促進する。

17. **SL イベント・観光客 オリジナル マスク・ケースプレゼント事業の実施【終了】**

SL やまぐち号の運行再開を受け、今後のSL イベント時、さらには町内飲食店・土産店で一定額の買い物をした観光客等にコロナ感染対策等のマスクを一時収納、保管できるマスクケースをプレゼントする。（和紙製：町内紙工業事業者作成）

18. **CATV活用年末年始消費拡大CMキャンペーン事業【終了】**

新型コロナウイルス感染症の影響によって経済状況が引続き低迷している町内事業者対策として、年末年始の町内消費を喚起し地域経済を活性化するため、ケーブルテレビ「サンネットにちはら」による商用CMテロップ・動画CM放送枠を希望事業者に無料で提供する。（CMテロップ 10 業者/週×4 週=40 業者、動画CM3 業者×4 週=12 業者）

これにより、各事業者の広告宣伝に伴う消費活動を誘発し事業者の基礎体力の強化を図ることを目的とする。

- ・ 広告掲載実施期間は11月9日（月）から翌令和3年1月31日（日）までの12（サイクル）週とする。商用CMテロップ放送については、月曜

日から日曜日までの7日間を1サイクルとし、1サイクル中に掲載する事業所は最大で10事業所までとする。

商用動画CM放送については、週末放送されるニュースサンネット番組終了後の2日間を1サイクルとし、3カ月間で3サイクルまで動画CMを放送することができる。1サイクル中に掲載する事業所は最大で3事業所までとする。但し、放映する映像については事業所が最終確定版まで作成する。

1事業所はそれぞれ各月1サイクル、3カ月間で3サイクルまで商用テロップ放送等を掲載することができる。商用テロップCMは40社、動画CMについては12社の事業者広告の掲載が可能となる。

- ・放送を希望する事業者は、サンネットにちはらが定める放送依頼書に必要な事項を記入し必要な映像素材（商用CMテロップ：原稿、ロゴマーク・写真等の素材、商用動画CM放送：テロップ・音声等の入った動画データ（15秒））を添付の上、役場商工観光課を経由し、サンネットにちはらに依頼する。
- ・放送料については、町がキャンペーン枠として負担する。

19. **商業・サービス業感染症対策小設備導入支援事業**

新型コロナウイルス感染症防止のために、町内の事業者が取り組む卓上パネル、スクリーン等の小設備の導入経費を支援することで、利用者の安心と経済振興を図る。

飛沫防止用机上パネル、スクリーン、自立式体温計、可動式空気清浄機等の小設備導入経費の4/5を助成するものとし、エアコン等の大規模な固定式設備は対象外とする。（1事業者当り、上限500千円、アルコール、マスク等の消耗品は除く。）

20. **事業者独自キャンペーン実施支援事業**

Withコロナ下において、中小企業各事業者が自ら独自に企画・行動をして能動的にキャンペーン・PR等を行う際に、経費を助成する。

キャンペーン経費、POP・ポスター作成、チラシ作成・折込等のPR経費等（景品等の消耗品は除く）の4/5を助成する。（1業者：上限100千円、2業者以上連携：上限200千円、商店会等団体：上限300千円）

3月まで実施した支援事業の団体枠をさらに支援内容を拡充して、事業者が連携してコロナ禍に立ち向かうべく支援を行う。（団体は現行の2倍）

キャンペーン経費、POP・ポスター作成、チラシ作成・折込等のPR経費等（景品等の消耗品は除く）の4/5を助成する。（1業者：上限100千円）

(現行通り)、2業者以上連携：上限 400 千円、商店会等団体：上限 600 千円)

2 1. Withコロナ観光誘客キャンペーン委託事業

Withコロナ下においても地域の特性を活かし、感染症にも配慮した可能な限りの観光誘客キャンペーンを行う。事業委託先は(一社)津和野町観光協会とする。

団体旅行と個人・グループ旅行という2つの視点で、今後の津和野観光への誘客キャンペーンを行う。

団体については、旅行代理店の若いエージェントが津和野町を訪れたことがないなど、認知度が低い傾向にあるため、若いエージェントを中心に招聘し、まずは津和野観光の幅広、奥深さの認知を高め、コロナ禍後の将来的な誘客を促進する。(団体両行の助成等も検討)

個人・グループについては、「電動アシスト自転車を活用したサイクリングガイドツアー・シェアサイクル・体験プログラム」事業との連動により、アフターコロナ、インバウンド観光の復活を見据えた新たな顧客層の獲得を目指す。(個人旅行の町内消費促進助成も検討)

2 2. その他

児童クラブ・自宅待機児童 仕出し弁当昼食利用拡大事業【終了】

休校及び春休み期間中の児童クラブ利用児童及び自宅待機児童に対して、町内仕出し業者が昼食の弁当を供給し、弁当代金の一部を町観光協会が補助する。(事業取扱：町観光協会・町商工会、事業協力：NPO法人にこほら〔日原にぎわい創出拠点「かわべ」指定管理者〕)

町内事業所等昼食 仕出し弁当・飲食店利用拡大要請行動【終了】

7. 町内消費拡大キャンペーンに合わせ、テイクアウト商品や各店舗の企画も紹介し、利用促進を行う。

町内金融機関融資条件変更(元金返済猶予) 3団体長要請行動【終了】

3団体長と一緒に、3月24日以降で各金融機関に出向き、要請活動を行う。

2 3. 津和野オンライン商店街(仮称)設置・個別HP制作支援事業

町内複数事業者が既に個別のHPをつくり、オンライン決済等のシステムを組み込みんだ上でネットショップを行っている。しかし、個別HPでは露出が少ないため、消費者がそこに行き着くことができず、購買が伸び悩む事業者も多い。楽天やamazon等で大手HPで取引をすると露出は飛躍的に伸びるが、マージンを取られることで利益率が低下してしまう。

今回、ネット上の仮想空間に町内各事業者が参加した「津和野オンライン商店街（仮称）」を（一社）津和野町観光協会 HP に設置し、同オンライン商店街 HP を大手検索エンジン等の広告に紐づけることで全体としての露出を増やしていく。

併せて同オンライン商店街 HP やネット上や県内外イベント等でも視聴・放映可能な完成度の高い汎用性のあるイメージ映像・画像（例：「僕たちの百景図」）を複数作成し、イメージの向上・定着を促進する。

今回、これを機に HP を作成・更新する町内事業者については、作成経費を支援する。

- ◆売上減少額が前年同月比 0%～15%減少された企業者におかれましては、日本政策金融公庫のコロナウイルス対策特別融資（実質無利息及び無担保融資他）、新型コロナウイルス感染症対応制度資金（民間：制度融資）等によりご対応をお願いします。
- ◆この後、国・島根県より新たな経済対策が実施される場合は、町独自の対策についても調整、整合性を取りながら変更を含め実施することと致します。
- ◆7、9、10、11、13、14、16、17、18、21及び22を除く対策については、町税等の滞納がないことを条件とします。（詳細がご不明な事業者におかれては、まずはお気軽に税・使用料等の関係する町役場各担当課にお問い合わせください。）
- ◆申請等の手続については、準備ができ次第、町・商工会・観光協会のHP、CATVのテロップ放送等でお知らせ致します。ご不明な点については、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

○お問合せ

津和野町商工観光課	住所：津和野町後田口 64-6
TEL0856-72-0652	Fax0856-72-1650 kankou@town.tsuwano.lg.jp
津和野町商工会	住所：津和野町後田口 187
TEL0856-72-3131	Fax0856-72-1389
（一社）津和野町観光協会	住所：津和野町後田イ 71-2
TEL0856-72-1771	Fax0856-72-1191